

## 面工事（農業土木工事）に係る制限付一般競争入札の申請要件について

### ○ 改正内容

従前より、制限付一般競争入札（総合評価含む）による農業土木工事のうち、「面工事」における技術者については、『専任で配置する技術者のうち1人以上が過去〇年間（平成〇年以降）に、面工事において主任技術者若しくは現場代理人として配置された者又は現場技術員として配置された者であること』としており、参加資格要件として、**面工事に係る配置予定技術者調書**を提出していただいております。

平成29年1月13日以後に公告する工事から、参加資格要件として、**面工事に係る配置予定技術者調書**を提出していただくこととなります。

※名称が変わっていますが、内容は従来と変更はありません。